

ハラスメント防止対策の指針

(有)いちばん館
多機能型事業所 キッズゆうゆう

1. 事業所におけるハラスメント防止に関する目的

当事業所は、利用者に対してより良い支援を実現させるために、職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止する。ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つけ、社会的に許されない行為であり、いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはいけない。職員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人權が尊重されることを目的とし、本方針を定めるものとする。

2. 事業所におけるハラスメント防止に関する基本的な考え

(1) パワーハラスメント

優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。

- ①身体的な攻撃(暴行・障害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係の切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④過小な要求(仕事を与えない又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる)
- ⑤過大な要求(業務上明らかに不要な事や遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑥個の侵害(私的な事に過度に立ち入ること)

(2) セクシャルハラスメント

①性的な内容の発言・行動

(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど)

(3) 利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメント

①身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む)

例：物を投げる、叩かれる、蹴られる

②精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)

例：大声を出す、理不尽な要求をする

③セクシャルハラスメント(意に添わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)

3. 職場におけるハラスメント対策

(1) 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、ハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

- ①円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。
- ②特に役職者においてはハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- ③入職時に研修を行う。

(2) ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、管理者が窓口を担当する。

- ①ハラスメントの相談に行った職員が不利益を被らないよう、十分留意する。
- ②ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保ずる。
- ③ハラスメントの判断や対応は、管理者・補佐役で検討する。

管理者：松田 洋子

補佐役：松田 吉夫

4. 支援現場におけるハラスメント対策

(1) 職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け次の対策を行う。

- ①事業所が行うサービスの範囲及び費用の確認と把握。
- ②職員に対する金品の心づけのお断り。
- ③サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は管理者又は補佐役に申出を行う。申出後、管理者又は補佐役は客観的視点で記録を行うこと。
- ④職員へのハラスメントは行わない。

(2) 利用者・家族等から暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族等に何らかの異変があった場合は、上司及び管理者に報告・相談を行う。

(3) 管理者は相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、管理者・補佐役で検討をし、必要な対応を行う。

5. ハラスメント対策における職員研修

下記の事項において入職時に研修を行う。

(1) 本基本指針について

(2) その他

- ①契約書や重要事項説明書の利用者・家族等への説明
- ②障害福祉サービスや契約の内容を超えたサービス提供は出来ないこと
- ③利用者・家族等に対し説明したものの、十分に理解されていない場合や苦情・要望又は不満があった場合には、速やかに上司又は管理者に報告・相談すること。また、管理者はできるだけその出来事を客観的に記録すること。
- ④金品などの心づけのお断り
- ⑤職員又は利用者等の個人情報に関して注意すること。
- ⑥ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に速やかに報告・相談すること
- ⑦その他、利用者・家族・関係機関等から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること。その場合には上司又は管理者に報告・相談すること。

6. 指針の閲覧について

ハラスメント防止対策の指針は、いつでも職員が自由に閲覧できるように事業所内に掲示する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和8年1月1日より施行する。